

いわゆる「四百年会」について

荻原克己



四百年会碑（一蓮寺）

太田町遊亀公園の北にある一蓮寺の山門を入れると、突き当たりに鐘堂が見える。その北側に甲府市戦災殉難者などの菩提を弔う宝塔がある。そのうしろ、日清戦役従軍死者忠魂碑のとなりに「四百年会碑」と大きく刻まれた二メートル余の石碑がある。後ろにまわると

裏面には「觀音妙智力」と上部に刻まれて、その下に関係者の氏名が面一杯に書かれている。賛同者の氏名が五一名、発起者が市会議長や県会議長をした林闇をはじめ、名取忠愛、村松甚藏、平原庄兵衛、細田経次郎などの知名人八名、世話を山本生長ほか三名、發願人近藤東来及び石工の名が刻まれ、大正十三年七月吉日建と記されている。この四百年会について、一蓮寺に保管されていた趣旨書は次の通りである。

四百年會ニ就テ

四百年會ハ近藤東來先生畢生ノ事業ニシテ翁カ之ヲ唱導シ援助スル事爰ニ多年翁今ヤ齡七十有五尚鑄鑄トシテ壯者ヲ凌ク而シリ南船北馬四百年會ヲ各地ニ設立スル者已三十有六甲府市有志者亦翁ノ唱導ニ翼賛シ本市ニ四百年會ヲ設立セントシ之カ發起ヲ爲シタルハ大正八年ニ在リ爾來當事者間斷不休以テ事業ノ進捗を計り曩ニ甲府市會ハ本會事業ノ主意タル四百年間蓄積ノ目的ヲ以テ本會ヨリ甲府市ニ寄附シタル金四百圓ヲ受領シ本會ノ目的ヲ達成スル決議ヲ爲シタルハ實ニ大正十二年十一月ニシテ

本會事業遂行ノ第一梯タリ

意フニ四百年會ノ事業タルヤ目前ノ營利ニ走ル淺薄ナル事業ニ

於テハ金參拾億貳千壹百六拾七萬七千拾壹圓七拾五錢ノ元利
金ヲ得ル計算トナルナリ

アラスシテ其企畫ハ高遠雄大ノ思想ニ基スル國家的事業ニシテ

乃チ本會最終ノ目的ハ四百年後ニ於ケル甲府市民ニ一大福慶ヲ

貽サントスルニアリ本會々員ノ子孫及甲府市ノ後繼者カ忠實ニ
本會ノ主意ヲ繼承シ本會已定ノ企圖ヲ遂行セハ四百年ノ後ニ於
ケル甲府市ハ金參拾億有餘圓ノ宏大ナル財產ヲ保有スルニ至ル
ヘシ

今ヤ四百年後ノ慶福トナル因子ハ爰ニ（甲府市ニ於テ）發芽ノ
曙光ヲ發生ス是ヨリ年々歳々歳ト共ニ成育長大シテ遂ニ一大偉
人タラントス是カ道途タル四百年間之ヲ保育スル甲府市カ眞面
目ニ其任務ヲ盡シ以テ當初本市市會カ爲シタル決議及ヒ本會々
員カ企圖セシ本願ニ背カサルニ於テハ目的ノ彼岸ニ到達スル事
期シテ待ツヘキナリ

人或ハ曰ク四百年ハ歲月ニ於テ永キニ失スト今ヤ歲月ノ長短ハ
論議スルニ足ラス蓋シ四百年ノ後此一大財產ヲ共有スル甲府市
民カ其歡天喜地ノ状態ハ今ヨリ想像スルニ難カラス必然四百年
前ノ祖先カ爲シタル此高尚ナル事業ノ遺徳ニ感泣シ之カ報恩ノ
舉アルヘク又自ラ奮起シテ四百年後ノ一大事業ヲ發企スルニ至
ルヘシ斯クテ子々相承ケ孫々相繼キ國家ト共ニ永遠無窮ニ至ル
ヘシ

因ニ四百年會ノ目的ハ四百圓ノ元資金ヲ集醵シ之ヲ一市町村
ニ寄附シ自治体ノ力ニ依リ複利ノ方法ヲ以テ四百年間蓄積シ
而シテ其自治体ノ大資源タランメントスル者ニシテ今假リニ
年利四朱ノ複利法ニ據リ之ヲ四百年間蓄積スル時ハ其最後ニ

この四百年会の甲府市へ寄附の話は大正九年に始まつた。しかし、
このような条件付寄附は取扱い上非常に困難を伴うので受入れはで
きないとされていた。この寄附金の受入れの窓口は、甲府市の参事
会であった。参事会は市会においてその議員中より選挙された参事
会員で構成されていた。参事会の権限は、市会の権限に属する事件
で、その委任をうけたものを議決すること、市長より市会に提案す
る議案について、市長に対し意見を述べることなどであった。この
市会より参事会に対する委任事項のうち「寄附金ノ受領及之ニ伴フ
豫算追加ノ事」が含まれていた。

大正十二年十一月二十四日の参事会で、参議第三三号「寄附金受
入ノ件」で審議され「東京都府下日暮里谷中本千三十八番地近藤東
來ヨリ四百圓ハ甲府市特別基本財産中ニ四百年間複利積立ノ目的ニ
テ天災地変等非常ナル場合ニ於テハ適當處理差ナキ旨ヲ以テ寄附
出願ニ付之ヲ受入ルゝモノトス」として可決された。

寄附者の近藤東來は「徳川幕府三〇〇年では短い。四〇〇年たつ
て初めて世の中はまつたく變る」として積立期限を四〇〇年とした。
四〇〇年を逆に当時から遡つて考えて見ると、大正十二年（一九二
三年）から四〇〇年前は大永三年（一五二三年）で武田信玄、幼名
太郎の袴着の式が行われた年に当る。この時代の変化をみると、四
〇〇年後はどんな時代になつているか、推測できない。まして、近
年のように国際的影響もうけて、変化のテンポの早い現代では、な

おさら困難であろう。野人の寄附者の夢と、現実に行政を担当している者の意識との間のギャップが寄附金の受入れを拒否して来た。しかし、天災地変等非常の場合の流用は差し支えないと、市当局にアローンスを与えたので受入れた。だが、市会議員の中には、寄附者の意向が、四〇〇年据置にある以上は、少々の天災地変では支出することはできない。軽々しくこのような要求に応じたことは、一つの例になり指定寄附をするものを拒むことができないので、将来に累をのこすと反対の意見があった。

十二月一日に開催された市会では、このような寄附の受入れの決定は、参事会の権限外であるとの強い意見も出されたが、この件は当日の市会の議題でなく、単に報告があるので、議論は他日に譲ることとした。

十二月六日付の山梨日日新聞に、四〇〇年据置問題についての参事会の代決を取消し、改めて基本財産蓄積条令に準拠し、特別会計として受入れ、支出する場合は第七条により支出することとし、近く市会に提案することとしている、との記事があつた。この市会での審議について調べたが、大正十一年前後の市会の議事録には欠落が多く、この件の市会での審議について確認されなかつた。また、その後の関連の新聞記事を見出せなかつた。

大正十二年度の甲府市の決算書では、基本財産寄附金四〇〇円の収入があり、蓄積を行っていることは確認された。だが、寄附者の意向による複利積立や、新聞記事に記された特別会計による運用がされていることは確認されない。昭和三年刊行の『甲府市史記念誌』に掲載されている基本財産預金をみても、預入期間は一か年または当座預金、預入先は第十銀行で、利率は六朱五厘または六

朱、日歩九厘であつて、複利積立の状況は確認されない。また、この寄附金について付言されていない。

昭和二年十月三十一日付で、近藤東来に対し、大正十二年十一月甲府市特殊基本財産として四〇〇円寄附したので褒賞条例により、山梨県知事鈴木信太郎から褒状が授与された。これからみても、四〇〇円の寄附を受入れたが、甲府市当局は、市会の意見等を勘案して特別な取りをしなかつたのではないかと考えられる。

戦前の市制 町村制の下では、市町村はその財産収入により財源を中心とした財政運営を行なうべきであるという考え方から、基本財産の維持が義務づけられていた。地方自治法の制定とともに、この考え方は改められ、租税収入が財政収入の中心となり、基本財産の維持は任意となつた。さらに、昭和三十八年の地方自治法の改正により、従来の基本財産、積立金穀の制度を整備し、基金制度が設けられた。この結果、基本財産を始め各種基金は、財産調整基金に統合された。

昭和五十三年近藤東来の長男、近藤乾年から甲府市に対し、父の寄附金がどうなつてあるかと照会された。(近藤乾年は『甲府市史別編II 美術工芸』に、中央画壇で活躍した日本画家として紹介されている。) 改めて調査した結果、寄附者の意志が生かされていないことが判明したので、住友信託銀行へ特約付金錢信託として保管することとされた。大正十二年の四〇〇円は近藤東来の作成した年利四分複利計算表では五〇年目の昭和四十八年で二八九六円四五錢となつておらず、金錢信託へ預託した昭和五十三年でも三四三三円二三銭にしかなつてない。戦後の金錢信託の金利の動きをみると五年ものが昭和二十六年から三十一年までは九パーセント、その後は六

パーーセントから七パーーセント代がつづいているのを勘案し、銀行側の金銭信託契約は最低五〇〇〇円という条件に併せて、昭和五十三年九月一日に六〇〇〇円の金銭信託契約を締結した。これが現在では、金利の低迷のため、一万一七一二円となっている。

大正十二年当時の四〇〇円の価値はどの位だったか。大正十二年七月広島市助役から甲府市長に推薦された石井淳雄市長の年俸が六〇〇〇円であった。当時はマグニチュード七・九の関東大震災が九月一日にあり、物価は大きく変動していた。週刊朝日編『値段史年表』（朝日新聞社 昭和六十三年刊）からひろってみると、手紙三

錢、ハガキ一錢五厘、ビール三九錢、白米一〇キログラム三円四錢、日本酒並等（一・ハリットル）一円二〇錢などとなっている。しかし、現在狂乱物価の親玉とされている地価は、銀座の三愛付近で大

正十年に一坪一〇〇〇円で、残念ながら、この寄附金でも取得できなかつた。現在は、この地価は一億数千万円といわれているので、この上昇率はとても他の物価と比較できない。しかし、これらから類推される現在の物価よりみた当時の四〇〇円の貨幣価値と、複利の方法による蓄積の現在高とではとても比較にならない。ところが、四〇〇年を経過すると、四パーーセントの金利でも、三〇億二〇〇〇万円余になるのである。

三

寄附者で発願人であった近藤東来は、嘉永二年（一八四九年）名古屋市南区戸部の豪農の家に生れ、一二、三歳から書画に親しんだ。一四、五歳で国を出て、各地を放浪した。桂小五郎（木戸孝充）から金をもらい、北海道開拓に従事した。西南戦争では西郷隆盛の軍

に参加し、敗れて監獄につながれたりした。大正十四年（一九二五年）に甲府で没するまで、各地で書画を揮毫して歩いた。

彼は晩年、四〇〇年会を考え出した。書画を揮毫して、代償として金をもらい、その四〇〇円を地元の市町村や寺院に寄託、その団体はそれを銀行に預託して、積立四〇〇年後にそれを有益に使用すること、という夢のある計画だった。こんな会を日本全国で一〇〇ヶ所を予定し、二五ヶ所に設立した。その一つが甲府市に寄附されている。当時の甲府市の知名人の名が前述した四〇〇年会の碑に並んでいる。

彼の日本画は中村岳陵が賞賛する程であったが、中央画壇にはあまり知られていない。

四

近藤東来の寄附金の外にこのような夢のある寄附が甲府市にある。

甲府市川田町出身の鶴田久作から大正十五年に合併前の西山梨郡甲運村へ寄附があった。鶴田久作は東京で出版社「玄黄社」を主宰し、国民文庫を発刊した実業家であった。金額は一万円（寄附期日は大正十五年十二月末日に五〇〇〇円、昭和二年十二月末日に五〇〇〇円）という大金であった。寄附条件は村有教育基金として三井信託株式会社に五〇年間信託しておくこと、その収益金のうち信託元本に対し年利五分に相当する金額を六月及び十二月に甲運村の子弟の教育資金に充当するため支出することができる」とし、それ以上

の利子の金利は毎年基金の中に繰り入れて積立てて行くこととした。実業家らしく、金の預託方法、その運用についてキッチリと文書に規定している。甲運村ではこの収益金五パーーセントは子供の教育資

金に使用して来た。しかし、戦後、甲運村が甲府市に合併後は、貨幣価値の変動により、その資金として役割を果せなくなつて、そのまま財政調整資金の中に編入されてきた。昭和五十二年一月に五〇年の期間満了となつたが、満一〇〇年までは延長出来るとの信託契約により更に五〇年延長した。信託終了の時には、三井信託株式会社は、甲運村の管轄内における子弟の教育資金のみに充てることを条件に、甲運村に信託財産の金銭を交付するとの特約が結ばれていた。



大正12年の寄附が改めて確認されたことを
伝える山梨日日新聞記事(昭和53年1月25日)

また、もう一人は、東京の京橋で工業用機械商を営んでいた清水鹿藏である。甲運村の出身であった清水鹿藏は、昭和五年五月亡母の三三回忌を縁として、三菱信託銀行に五〇〇円を指定金錢信託し、一〇〇年後の現在高の半額を、郷里である西山梨郡甲運村字川田、和戸、桜井、横根の基本金として寄附することとした。信託契約の条項には、甲運村と、菩提寺寿徳院とで平等の割合をもつて利益を享受することとし、五〇年の指定金錢信託とし、期間満了すると、更に五〇年延長することとされており、現在も信託にされている。

この二件は、いずれも旧甲運村から合併により甲府市に引継がれたもので、四百年会に比して期間は百年と短い。しかし、寄附者が兩人共に、実業家であるだけに、信託業法が成立した大正十二年よりもまだあまり経ていないにもかかわらず、信託という形で、その寄附の目的の実現をはかっている。

四百年会の寄附も、信託の形で積立てられた。各々の寄附が、その期間満了の折には、その意図が市民に伝えられ、その目的が具現されることを祈つてゐる。

（敬称略）

※近藤東來の経歴は、藤森成吉著『知られざる鬼才天才』（春秋社 昭和四〇年刊）によつた。

（市史編さん専門委員）